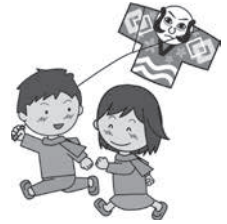


## 凧あげまつり ～オリジナル凧をつくろう!～

問合せ:まつぶし緑の丘公園管理センター ☎ 991-1211

親子で凧あげをしたり、自分で作った凧を公園であげて楽しみましょう! 皆さん、ぜひご来園ください。

- 日時/1月13日(日)10:00～ ※雨天の場合は一部内容を変更して実施
- 場所/まつぶし緑の丘公園 サークル室・芝生広場
- 内容/凧作り教室では、講師指導のもと手作りのオリジナル凧を作ります。  
自分で作った凧を芝生広場であげてみましょう!
- 参加費/200円 ■対象/小学生以下 ■定員/120名(申込み順)
- 申込み/当日10:00から公園管理センター前にて受付開始(定員になり次第終了)



## 新成人の皆さんへ ご存知ですか? 国民年金

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満の人までのすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納める制度です。老後や、病気やケガで障がいが残ったときなどにも安心して生活できるよう、社会全体で支えあうことで成り立っています。

### 公的年金は次のタイプに分かれます

- ▼学生、自営業者、農業者、無業者等で20歳以上の方は国民年金の加入が必要です。
- ▼サラリーマン、公務員等は、厚生(共済)年金として給与から保険料が天引きされます。
- ▼サラリーマン、公務員等に扶養されている配偶者は保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要になります。

### 保険料を納めるのが大変なときは?

#### ▼学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合には保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ▼納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

### 公的年金の給付は、老齢年金・障害年金・遺族年金の3種類があります

※詳細についてはお問い合わせください。

## 松伏町臨時・嘱託職員の登録募集

問合せ:総務課 職員文書担当 ☎991-1896

平成31年度中に松伏町臨時・嘱託職員として働きたい方のご登録を受け付けています。採用・選考については、業務量の増加や欠員などが発生した際に、ご登録いただいた方の中から必要に応じてご連絡します。

- 勤務時間/6時間～7時間45分(任用形態、勤務先によって異なります)
- 雇用期間/臨時職員は6か月以内(年度内で更新の場合あり)、嘱託職員は1年以内
- 時給/平成30年度の単価で、変更する可能性があります。
- 臨時事務職員900円、嘱託事務職員960円、臨時・嘱託保育士1,050円、管理栄養士1,200円、保健師1,300円
- 選考方法/書類選考、ワード及びエクセルの試験、面接
- 申込み/履歴書に勤務可能な曜日や時間帯、希望する職や勤務地など必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、総務課職員文書担当まで郵送又は持参してください。事務職以外の専門職は資格証明書の写しを添付してください。登録は平成31年度内に限り有効です。なお、書類は登録期間終了後、当方で廃棄処分させていただきますのであらかじめご了承ください。(年間を通して登録を受け付けています)
- 採用実績/事務職、保育士、保健師、管理栄養士